

第2期 熊谷市子ども・子育て支援事業計画

～子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷～

＜概要版＞



令和2年3月
熊谷市

くまがやし こ けんしょう
熊谷市子ども憲章

わたしたちは、^{こころ}心^{ひとりひとり}のつながり^{じりつ}をもち、一人一人の自立^{けんしょう}をめざして、この憲章^{さだ}を定めます。

ゆめ みらい
(夢・未来)

ゆめ きぼう ^{みらい}
夢や希望^{みらい}をもち、すばらしい未来^{みらい}をつくれます。

ゆうじょう おも
(友情・思いやり)

「ありがとう」と思いやりの^{おも}心^{こころ}を^{わす}れずに、相手の^{あいて}気持ち^{きも}を^{たいせつ}大切にします。

かんきょう しぜん
(環境・自然)

じぶん ^{すす}
自分^{じぶん}たちに^{すす}できることを^{しぜん}進んで^{たいせつ}おこない、自然^{しぜん}を大切にします。

いのち じんけん
(命・人権)

いじめや^{さべつ}差別^{たす}をなくして、みんな^{せいかつ}で助けあって生活^{せいかつ}します。

せきになん どりょく
(責任・努力)

じぶん ^{こうどう}
自分^{じぶん}のことばや^{せきになん}行動^{せきになん}に責任^{せきになん}をもち、^{もくひょう}目標^{もくひょう}に^{どりょく}むかって努力^{どりょく}します。

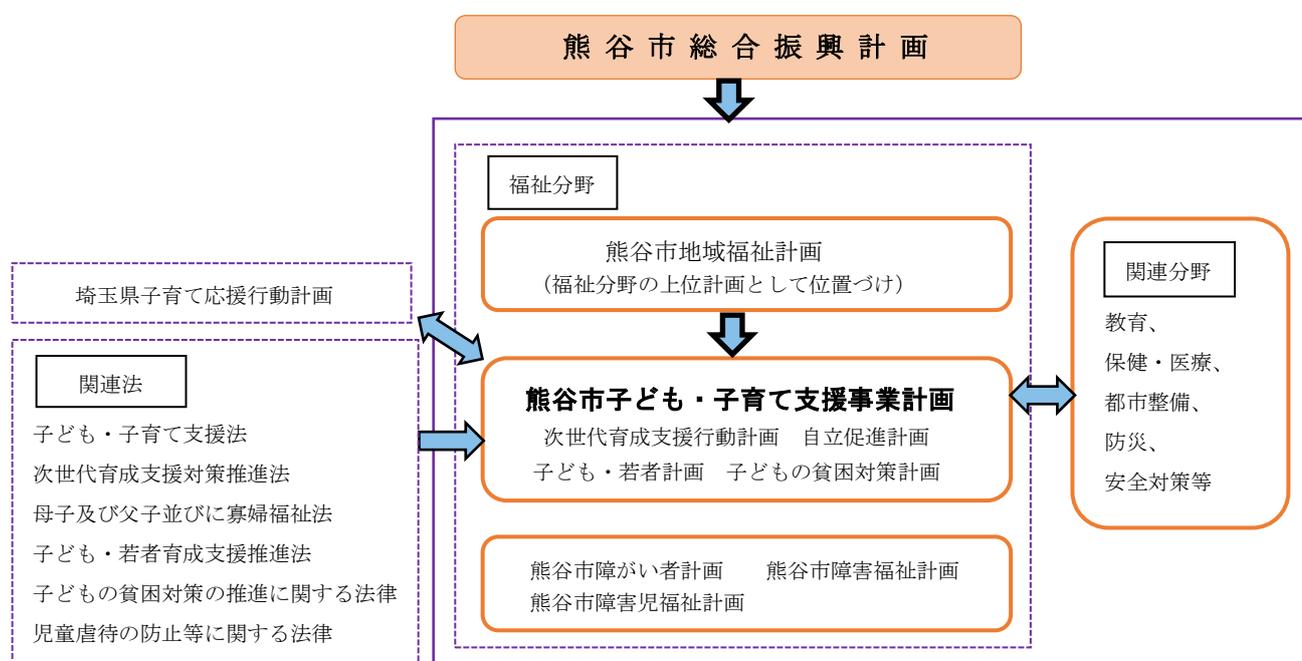
(平成 18 年 5 月 5 日制定)

はじめに

本市では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長を支援することや、教育・保育ニーズの整備、社会基盤の構築やワーク・ライフ・バランスを実現するための意識改革等に努めてまいりました。第1期計画が最終年度を迎えるのを機に、近年社会問題化している「子どもの貧困」等の問題にも目を向け、子どもの育ちや子育てをめぐる課題に広い視野で取り組む「第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」であり、「熊谷市総合振興計画」を上位計画とした福祉分野の部門別計画として位置づけ、本市の関連分野の計画と整合性を図りつつ策定したものです。



計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

計画の対象

おおむね18歳未満の子どもとその家庭、事業者、行政など社会全体を対象とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

基本理念

- 基本理念 1 地域の人材や施設等を生かした、子育てにやさしい地域の環境づくり
- 基本理念 2 全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり
- 基本理念 3 未来を担う子どもが安心して健やかに成長できる環境づくり

計画の視点

1. 子どもの視点
2. 次代の親の育成という視点
3. サービス利用者の視点
4. 社会全体による支援の視点
5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点
6. 全ての子どもと家庭への支援の視点
7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点
8. サービスの質の視点
9. 地域特性の視点

基本目標

- 基本目標 1 地域で支える子育ての支援
- 基本目標 2 母子保健施策の充実
- 基本目標 3 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備
- 基本目標 4 安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援
- 基本目標 5 要保護児童等への支援、子どもの貧困対策の推進



事業の目標値(教育・保育施設)

1 認定こども園、幼稚園（1号認定、満3歳以上）

保育を必要としない満3歳から小学校就学前の児童が利用する認定こども園の設置を促進するとともに、環境改善に努めます。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (人)	1号認定 (満3歳以上、保育の必要性なし、 学校教育のみ)	2,738	2,629	2,525	2,448	2,387
確保方策 (人)	認定こども園	945	945	1,045	1,045	1,045
	幼稚園	190	190	190	190	190
	確認を受けない幼稚園	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805
	計	2,940	2,940	3,040	3,040	3,040

2 認定こども園、保育所（2号認定、満3歳以上）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする満3歳から小学校就学前までの児童を保育する認定こども園の設置を促進するなど保育設備の充実を図り、環境改善に努めます。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (人)	2号認定 (満3歳以上、保育の必要性あり)	2,223	2,180	2,138	2,116	2,109
確保方策 (人)	認定こども園	347	347	407	407	407
	保育所	2,007	2,007	2,007	2,007	2,007
	計	2,354	2,354	2,414	2,414	2,414

3 認定こども園、保育所等（3号認定、満3歳未満）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳までの児童を保育する認定こども園、保育所の設備の充実を図り、環境改善に努めます。

		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
		0歳	1～2歳								
量の見込み (人)	3号認定 (満3歳未満、保育 の必要性あり)	183	1,230	184	1,246	187	1,258	189	1,274	191	1,293
確保方策 (人)	認定こども園	18	123	18	123	24	147	24	147	24	147
	保育所	272	871	272	871	272	871	205	947	139	1,023
	特定地域型 保育事業	28	90	28	105	28	123	28	123	28	123
	認可外保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	318	1,084	318	1,099	324	1,141	257	1,217	191	1,293

事業の目標値(地域子ども・子育て支援事業)

1 利用者支援事業

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、子ども及びその保護者等又は妊婦・産婦が教育・保育・保健その他の子育て支援等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (か所)	基本型	5	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	2	2	2	2
	計	8	8	8	8	8
確保方策 (か所)	基本型	5	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	2	2	2	2
	計	8	8	8	8	8

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(か所)		96,000	93,600	91,100	88,800	86,600
確保方策	(人回)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	(か所)	19	19	19	19	19

3 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図り、健やかな妊娠・出産のために妊娠期間中の適切な時期に受診する健康診査の助成を行う事業です。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人回)		13,919	13,543	13,213	12,893	12,540
確保方策(人回)		13,919	13,543	13,213	12,893	12,540
	実施場所：全国医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関との委託契約 *委託契約外の医療機関の場合は、本人の申請により、償還払いで対応 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目					

※「(人回)、(人日)」とは、延べ利用回数(日数)を表します。

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、お子さんの体重測定や育児等の相談を受け、養育環境を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	1,231	1,198	1,169	1,141	1,110
確保方策(人)	1,231	1,198	1,169	1,141	1,110
	実施機関：母子健康センター 実施体制：①委託 保健師、助産師 ②熊谷市 保健師				

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人回)	80	80	80	80	80
確保方策(人回)	80	80	80	80	80
	実施機関：こども課 実施体制：保健師				

6 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人日)	80	80	80	80	80
確保方策	(人日)	80	80	80	80
	(か所)	7	7	7	7

7 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人日)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
確保方策(人日)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)				

8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		178,300	171,235	164,417	159,447	155,505
確保方策 (人日)	在園児対象型	178,300	178,300	178,300	178,300	178,300

【保育所等における一時預かり（在園児対象型を除く。）】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		21,558	20,876	20,190	19,634	19,143
確保方策 (人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く。)	21,558	21,558	21,558	21,558	21,558

9 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、11時間の通常の開所時間外に認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人)		149	144	139	135	132
確保方策(人)		168	168	168	168	168

10 病児保育事業、病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）

病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）は、「援助を希望する者（利用会員）」と「援助に協力できる者（サポート会員）」が育児の相互援助活動を行う事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		889	872	854	841	829
確保方策 (人日)	病児保育事業	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065
	病児・緊急対応強化事業 (子育て援助活動支援事業)	360	360	360	360	360
	計	3,425	3,425	3,425	3,425	3,425

※「(人回)、(人日)」とは、延べ利用回数(日数)を表します。

1 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人)	2,659	2,757	2,852	2,923	2,988
1 年生	702	727	713	673	645
2 年生	633	632	654	642	606
3 年生	544	532	531	550	539
4 年生	486	523	585	657	756
5 年生	227	266	280	309	342
6 年生	67	77	89	92	100
確保方策(人)	2,631	2,741	2,846	2,926	2,996

1 2 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に支払うべき日用品、文房具、行事への参加に要する費用等又は特定子ども・子育て支援施設等に支払うべき副食材料費を助成する事業です。

1 3 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

※本制度とは、平成27年度に開始された「子ども・子育て支援新制度」をいいます。



施策の体系

基本目標 1 地域で支える子育ての支援

《主要課題》	《施策の方向》
(1) 地域における子育て支援の充実	ア 児童の養育支援の充実 イ 相談・情報提供の充実 ウ 子育て支援の拠点整備・活動支援
(2) 保育の充実	ア 多様な保育の充実 イ 保育の資質向上
(3) 保育所待機児童の解消	ア 保育所待機児童の解消
(4) 児童の健全育成	ア 居場所づくりの推進 イ 各種交流活動の充実 ウ 文化・芸術活動の促進 エ 読書活動の充実 オ スポーツ・レクリエーション活動の充実 カ 自然体験の機会づくりの推進 キ 指導者の育成促進

基本目標 2 母子保健施策の充実

《主要課題》	《施策の方向》
(1) 子どもや母親の健康の確保	ア 母子保健事業の推進 イ 人材の育成
(2) 小児医療体制の充実	ア 小児救急医療体制の充実 イ こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進
(3) 食育の推進	ア 妊娠期からの食育の推進 イ 食育の推進
(4) 思春期保健対策の充実	ア 子どもと体の健康支援 イ 地域保健と学校の連携による健康教育の実施 ウ 喫煙や薬物乱用に関する対策

基本目標 3 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

《主要課題》	《施策の方向》
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	ア 確かな学力の向上 イ 豊かな心と健やかな体の育成 ウ 信頼される学校づくりの推進 エ 乳幼児教育の充実
(2) 家庭教育への支援	ア 家庭教育に関する学習機会の充実 イ 子どもと望ましい生活習慣を育成するための環境づくり
(3) 地域の教育力の向上	ア 各種交流活動の充実 イ 文化・芸術活動の促進 ウ 読書活動の充実 エ スポーツ・レクリエーション活動の充実 オ 自然体験の機会づくりの推進 カ ボランティア活動等の推進
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	ア 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4 安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

《主要課題》	《施策の方向》
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	ア 住環境の支援 イ 安全・安心のまちづくりの推進
(2) 子どもの安全の確保	ア 交通安全を確保するための活動の推進 イ 子どもを犯罪の被害から守るための活動の促進
(3) 経済的負担の軽減	ア 経済的負担の軽減
(4) 職業生活と家庭生活との両立支援	ア 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備
(5) 子どもの権利擁護の推進	ア 子ども憲章の普及・啓発 イ 人権教育・人権保育の充実 ウ 相談体制の充実

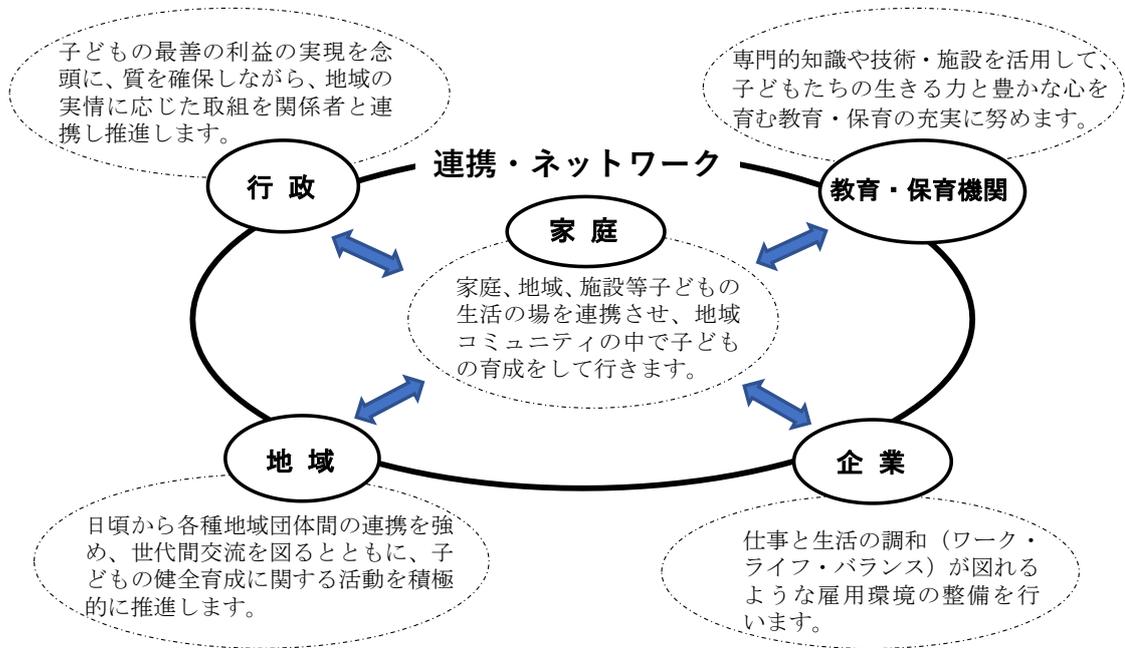
基本目標 5 要保護児童等への支援、子どもの貧困対策の推進

《主要課題》	《施策の方向》
(1) 児童虐待防止対策の充実	ア 虐待の早期発見・予防対策の推進 イ 相談体制の整備・充実 ウ 心のケアが必要な家庭への支援 エ 里親制度の啓発
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	ア ひとり親家庭の自立支援の推進
(3) 障害児施策の充実	ア 保育の充実 イ 居宅における障害児の養育支援 ウ 障害児の療育の充実 エ リハビリテーションの充実 オ 放課後等における居場所の確保 カ 特別支援教育の充実 キ 各種支援制度の充実
(4) 子どもの貧困対策の推進	ア 教育の支援 イ 生活の安定に資するための支援 ウ 就業生活の安定と向上に資するための保護者等の就労の支援 エ 経済的支援

計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

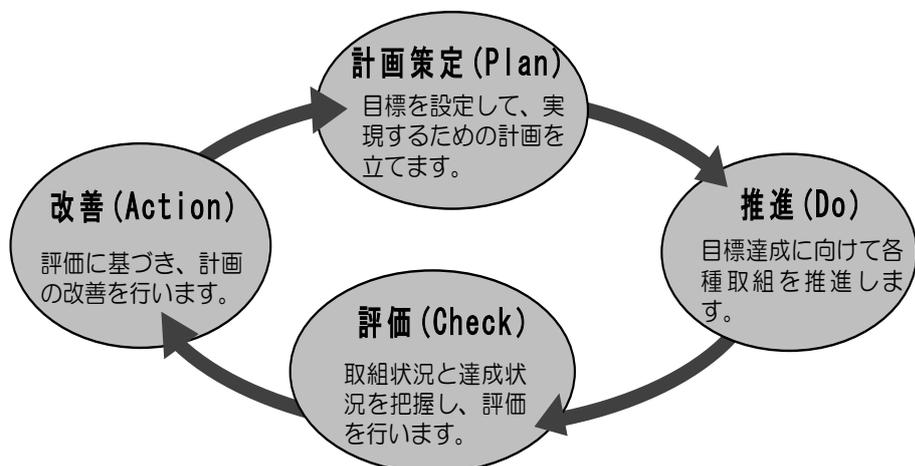
本計画の推進に当たり、行政、教育・保育施設関係者その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、協働して子育て支援に関わる取組を積極的に進めます。



2 計画の進捗管理

計画の推進に当たっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。



第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画<概要版>

令和2年3月

発行 熊谷市
編集 熊谷市福祉部子ども課
住所 〒360-8601
埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
TEL 048-524-1111
FAX 048-521-0520

